

現場説明書

1. 契約番号

2507100029
2. 工 事 名

上峰町重要給水施設配水管耐震化工事（その4）
3. 工事概要

本工事は三養基郡上峰町大字坊所地内において、上峰町が地域防災計画で定めた重要給水施設までの配水管を耐震化する工事である。

内容は下記のとおりとする。

配水管布設工1	φ200	GX-DIP	L=118.5m
	φ150	GX-DIP	L=526.1m
配水管布設工2	φ150	GX-DIP	L= 63.1m
配水管布設工3	φ100	GX-DIP	L= 8.8m
伏越工	φ150	GX-DIP	L= 9.1m
上越工	φ150	GX-DIP	L= 9.7m
消火栓設置工	φ75×65	地下式消火栓	3基
既設管処理工	φ200	L=102.9m(充填)、φ150	L=595.6m(充填)
既設管接続工	38件		

詳細は設計書を参照
4. 提出書類

1. 施工計画書及び主要材料承認願（請負契約後）

2. 配水管技能者登録証(耐震継手)及び水道配水用ポリエチレン管配管施工講習受講証の写し(施工計画書に添付)

3. 道路使用許可書及び通行制限届出書の写し（工事着手前）

4. 工事日報、工事写真、各種管理書類及び竣工図(監督検査確認申請書提出前)
5. そ の 他

1. 受注後、速やかに関係機関への調整を図り、工事に着手すること。また、疑義が生じた際にはその都度速やかに監督員と協議すること。

2. 交通誘導警備員については、企業団の設計基準により計上している。

3. 地下埋設物については着工前に必ず調査(試掘含む)及び立会を行い、その結果を遅滞なく監督員に報告すること。

4. 現地測量を実施し、差異があれば監督員と協議を行うこと。また、配管変更の有無についても監督員と協議を行うこと。

5. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを契約後1か月以内に監督員に提出すること。

6. 下請契約及び材料納入契約にあたっては「佐賀県ローカル発注促進要領」を遵守すること。ただし、県外企業との契約が必要となる場合には、契約締結前に必ず理由書を提出すること。
6. 担 当

事業推進課 事業推進係
7. 参考資料

建設物価

令和6年7月号

積算資料

令和6年7月号